

1 . 本業務の目的及び調査結果の概要

2012年にブラジル・リオデジャネイロで開催された「国連持続可能な開発会議(Rio+20)」において「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP)」が採択され、国連環境計画(UNEP)主導による「持続可能な公共調達(SPP)プログラム」が10YFPの6つの正式プログラムの1つとして、世界各国で展開されている。また、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2016年から2030年までの間に「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を目指すことが国連加盟国の国際目標となった。そして、SDGsの目標12「持続可能な消費と生産(SCP)のパターンを確保する」では、各国に対して10YFPの実施(ターゲット12.1)と、SPPの慣行を促進する(ターゲット12.7)ことが求められている。

今やSPP/グリーン公共調達(GPP)は、SCPへの移行を加速するというかつての役割を超えて、各国で固有の社会課題の解決や、政策目標を達成するための有効な政策として世界中で取り込まれるようになった。既にSPP/GPP制度を構築している先進国だけでなく、開発途上国においても新たに制度を立ち上げる動きが加速している。

また、2016年11月に発効したパリ協定で求められる温室効果ガス排出量削減目標を達成するためには、エネルギー政策等の最大限の努力に加え、あらゆる手法を駆使して削減量を上乘せしなければならない。そのなかで、SPPまたはGPPを通じた温室効果ガス削減につながる製品・サービスの市場拡大は重要な手法の一つである。そして、その効果を最大化するためには、日本国内にとどまらず、国際市場における環境配慮型製品の流通を促進させ、国際的な市場のグリーン化を実現することが重要な鍵となる。我が国は、世界最高水準の省エネ技術をはじめ、優れた環境技術を用いた製品、サービスを持っており、これを海外に広めることにより、温室効果ガスの削減を始めとした環境負荷の低減が期待される。

また我が国においては、2001年より「環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」にもとづきGPPを実施してきたところであり、この経験を海外へ発信し、SPP/GPPの先駆者として世界をリードする役割が国際社会から期待されている。この期待に応えるためには、海外の状況や国際的な動向についても的確に調査・検証しておかなければならない。また、それらの動向を踏まえたうえで、日本のGPP及び環境ラベルの制度や基準等を出来る限り国際的に整合させ、国際市場への流通における障壁を軽減することで、世界全体での環境保全と、持続可能な開発に寄与することが期待される。

そこで本業務では、日本の優れた環境技術及びGPP制度等を海外へ広めるための支援活動や、日本及び海外のGPP制度や環境ラベル制度・基準の整合状況等についての現状調査・検証等を行った。

さらに、環境省のウェブサイトで公開している、日本市場に流通する環境ラベルに関する情報を分かり易くまとめた「環境ラベル等データベース」を継続的に運用し、国内環境ラベルの情報を広く一般に対して紹介した。

1 - 1 . 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援

(2 . 海外のグリーン公共調達制度等に対する技術支援 参照)

本調査では、GPP 及び環境ラベル制度が未成熟であるベトナムを対象国として、制度運営支援や日本の知見共有などの技術協力を、平成 29 年度から複数年で展開している。過年度までのベトナム天然資源環境省(MONRE)と日本国環境省との協議の結果、本年度は

タイプ 環境ラベル「グリーンラベル」のレストラン及びホテル基準の策定支援、MONRE スタッフ等の育成に関する訪日研修、現地セミナーの開催、に関する技術支援を実施することとなった。

の基準策定支援については、日本側が草案作成を行うとともに、下記の現地セミナーの開催と合わせて訪越し、基準をローカライズするための現地事業者のヒアリングを実施した(レストラン 2 社(うち 1 社は日系事業者)、ホテル 5 社)。草案は MONRE に提出され、今後はベトナム側の基準策定プロセスに引き継がれる。

の訪日研修については、MONRE スタッフの訪日研修を 2 回(2019 年 6 月 19 日(水) ~ 21 日(金)及び同年 12 月 4 日(水) ~ 6 日(金))にわたり実施し、日本国内でエコマークを取得しているレストラン及びホテル、画像機器等のリサイクル工場、食品リサイクル工場、エコプロ 2019 を見学したほか、エコラベルの実務業務に関するトレーニングを行った。研修は日越の逐次通訳で行われた。

の現地セミナーについては、2019 年 8 月 2 日(金) : ベトナム・ハノイ(主催 : 日本国環境省)、同年 12 月 20 日(金) : ベトナム・ホーチミン(主催 : MONRE)の 2 回にわたり開催した。内容としては、ベトナム側の政策が説明された後、日本の GPP 及び環境ラベルに関する知見について発表を行い、の基準案の説明及び公聴会を行った。セミナーは日越の逐次通訳で行われた。

なお、本年度の技術支援は、日本の GPP 及び環境ラベル制度に関する知見を有する学識経験者である東京大学大学院の平尾雅彦教授にアドバイスを頂きながら実施した。また、ベトナム・ホーチミンの現地セミナーには平尾教授にも同行いただき、SCP 実現に向けた政策において環境ラベル及び GPP 制度が果たす役割についてご講演をいただいた。

1 - 2 . 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査

(3 - 1 . 海外のグリーン公共調達制度における環境ラベルの取扱い状況等調査 参照)

本年度は、日本の GPP 制度における環境ラベルの有効活用の検討に資するために、インド、オーストラリア連邦、カナダ、シンガポール共和国、スウェーデン王国、中華人民共和国、ノルウェー王国、バングラデシュ人民共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、及び香港特別行政区を対象として、各国の GPP 制度における環境ラベルの取扱い等について調査した。

調査対象国 11 カ国のうち、日本のグリーン購入法のように GPP 専用の法規が設定されている国は中国のみであった。そのほか、フィンランドについては中央政府機関の GPP

実施が「義務」とされているが、その他の国では行動計画(方針)や実施規則、ガイドライン等に基づいて GPP の実施を「推奨」としている国が多い(インド、オーストラリア、カナダ、シンガポール、スウェーデン、ノルウェー、香港)。残る 2 カ国(バングラデシュ、フィリピン)では、GPP が組織的に実施されていなかった。

GPP 基準(グリーン購入法の「判断の基準」に相当)を持っている国はスウェーデンのみであった。ただし、基準の適用は推奨レベルである。

タイプ 環境ラベルはバングラデシュを除く全ての国で存在している。このうち中国は GPP 基準を持たず、実質的に環境ラベル認証品の調達が必要となっている。EU 加盟国については、EU 改正公共調達指令によって、入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できることとされており、それが国内の公共調達法等に反映されている(スウェーデン、ノルウェー、フィンランド)。オーストラリアは、調達する商品/サービスの仕様を環境ラベルで説明する場合は、「もしくは、同等であること」といった文言を付すなど、特定の仕様や適合評価手法として非完全障壁とならないよう配慮すべきと規定している。

本項で調査した国の GPP 制度の概要、ならびに環境ラベル等の取扱い状況等を次頁の表 1-1. に比較表としてまとめた。

表 1-1. 各国 GPP における環境ラベルの取扱い状況等まとめ

	インド	オーストラリア	カナダ	シンガポール
GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 公共調達権限を各政府機関に委任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 国家廃棄物政策で持続可能な調達を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ グリーン調達方針で環境性能を要求 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 政策イニシアチブに基づき GPP を実施
GPP 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の政府機関が独自に GPP を実施 ・ エネルギー効率の高い電気機器の調達を推奨 ・ 現地 / 国内製造、中小零細企業の優遇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な調達ガイドを発行し、公的機関に SPP の導入・実施を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン調達チェックリスト及び調達スコアカードによる GPP サポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP ガイドラインを開発中 ・ エネルギー基準 / レーティングに基づき電気機器の調達を実施
環境ラベルの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2つのタイプ 環境ラベルあり ・ 政策方針でエコラベルの相互認証を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 調達する商品 / サービスの仕様書にて「もしくは同等であること」と付すことで環境ラベルを明記できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 調達スコアカードで環境ラベルを参照(タイプ に限定していない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 政府はグリーンラベル認定の印刷用紙を調達
WTO 加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：オブザーバ資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994年協定締約国

	スウェーデン	中国	ノルウェー	バングラデシュ
GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「省エネ商品、政府調達の実施に関する意見」、「環境ラベル商品、政府調達の実施に関する意見」政府調達品目リスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共調達法及び公共調達規則に環境及び社会側面の考慮を規定 ・ 環境の授与基準に30%以上の重みづけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし
GPP 実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 基準あり (推奨レベル。9 グループ 37 商品カテゴリ) ・ 要件ウィザードによる技術仕様の作成 ・ 州機関は EMS を構築し GPP 実施を分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達品目リストに該当する場合、省エネ認証または環境ラベル認証品の調達が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣諸国の GPP ガイドラインや環境ラベルなどの参照を案内 ・ 基準ウィザードによる技術仕様の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 未実施
環境ラベルの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つのタイプ 環境ラベルあり ・ 入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できる(EU 改正公共調達指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ GPP 基準は存在せず、環境ラベルに基づき GPP を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できる(EU 改正公共調達指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルなし
WTO 加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：加入申請・交渉中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定：受諾及び加入申請なし

	フィリピン	フィンランド	香港
GPP の法的枠組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 公共調達法に EU 改正公共調達指令を反映 	<ul style="list-style-type: none"> ・ GPP 法令なし ・ 調達規則において環境配慮を考慮することを要求
GPP 実施方法 / 実施に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大統領令や GPP ロードマップで GPP の設立に言及 ・ SWITCH Asia 等の GPP プロジェクトに参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央政府の公的機関は GPP の実施が必須、それ以外の機関は推奨 ・ 調達ガイドラインを公開 (17 カテゴリ) ・ ガイドライン以外の分野は EU GPP 基の参照を推奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン調達品目リスト (23 分野 150 品目、法的強制力なし) ・ 政府機関は毎年グリーン調達のレポートを作成
環境ラベルの取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり (国家エコラベルプログラム) ・ GPP との明確な関連なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 法律や調達ガイドライン等で環境ラベルの参照なし ・ 入札仕様書などにタイプ I 環境ラベル製品と明記できる (EU 改正公共調達指令) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイプ 環境ラベルあり ・ 法律や調達ガイドライン等で環境ラベルの参照なし ・ 参考として世界のタイプ 環境ラベルを参照。
WTO 加盟状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定 : オブザーバ資格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定 : 1994 年協定締約国 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府調達協定 : 1994 年協定締約国

また本年度は、日本の環境配慮契約法をより効率的かつ効果的なものとするための検討に資することを目的として、海外のグリーン契約制度の状況について調査を行った。調査対象はオランダ・中国・ベルギーの3カ国に位置する3つの自治体とした。

表 1-2. 調査対象国 / 都市と環境配慮契約の概要

国 / 都市	件名	環境配慮契約の概要
オランダ / 安全研究所	持続可能な消防用繊維製品	消防服の調達において、製造等における社会的責任の原則への対応、リサイクル繊維 / オーガニック繊維の含有割合による点数を総合評価点に加算。
中国 / 天津市濱海新区	グリーンサプライチェーンに貢献する革新的な家具調達	学校用家具の入札モデルの試験運用において、家具のライフサイクル全体を考慮して開発した「グリーンスコアカード」で環境面を評価。評価総合評価点に占める環境面のウェイトも、政府の一般的な評価基準である4%から15%に高めた。
ベルギー / フランダース政府	フランダースの事務用品の枠組み契約	事務用品のデリバリー契約において、商品リスト内の持続可能な製品の割合、輸送手段、価格による総合評価点で評価。

また、日本とは異なるグリーン公共調達制度の構造を持つアメリカ合衆国を取り上げ、その制度下で行われている入札及び契約を日本のグリーン購入法にもとづく調達と比較し、それぞれの制度の長所と短所を比較分析した。

日本のグリーン購入法が「品目」を対象としているのに対し、米国では「契約」を単位としてGPPが実施される。また契約に含める持続可能な要求事項を満たす製品の割合に規定はなく、要求事項を適用する品目も担当者に任されている。また日本のようにGPP基準(日本では「判断の基準」)は持たず、品目・サービスに応じて認証ラベル等を入札書類に規定している。調達におけるPDCAの仕組みにも違いが見られた。

1 - 3 . 海外における環境ラベル基準の改定動向調査

(3 - 2 . 海外における環境ラベル基準の改定動向調査 参照)

本年度は、2019年5月に「画像機器」基準が制定されたマレーシア SIRIM エコラベルについて、日本のグリーン購入法・エコマーク基準との整合状況について整理・分析した。マレーシアでは、2015年に「画像機器」が政府のグリーン調達(マレーシアでは Government Green Procurement : GGP と呼称)の対象品目となり、国際エネルギースタープログラム、MyHIJAU マーク、SIRIM エコラベルのいずれかを取得することが必須要件となっている。また、追加ポイントが付与されるアワード基準では、トナー基準として日本・エコマークも記載されている。2019年5月に発効した SIRIM の新たな「画像機器」基準は、適用範囲に郵便機械を含めている点で日本・エコマークと違いがあるが、基準内容は北欧5カ国ノルディックスワン、ドイツ・ブルーエンジェル、日本・エコマーク、タイ・グリーンラベルと共通性がみられ、エコマーク No.155 基準を満たす製品であれば、SIRIM エコラベル基準を概ね満たす関係にある。

また、昨年度報告した EU GPP「画像機器」基準の改定作業について最新状況を報告する。2018年9月に「予備報告書ドラフト1(Preliminary report Draft 1)」及び「技術報告書ドラフト1(Technical report Draft 1)」が公表され、その後、2019年6月に「技術報告書ドラフト2(Technical report Draft 2)」が公表されて以降、当初2019年12月末に終了予定であった改定作業が大幅に遅れており、2020年3月時点で最終版は公開されていない。ドラフト1からドラフト2への大きな変更点は、EU エネルギースタープログラムの契約満了に伴い、エネルギー効率の基準に業界自主協定またはブルーエンジェル基準が導入されたことが特筆される。そのほか、ブルーエンジェル DE-UZ205 基準との整合を図るための多くの修正が行われた。

1 - 4 . 環境ラベルの相互認証に係る調査

(3 - 3 . 環境ラベル相互認証に係る調査 参照)

1) 日中韓相互認証に係る調査





日中韓 3 カ国は、日中韓環境大臣会合の下に設置された日中韓環境産業円卓会議のもと、2005 年から毎年 1 回を目安に日中韓環境ラベル実務者会議を開催し、その成果として、2012 年から日中韓 3 カ国の相互認証が開始されている。日韓間においては、相互認証の仕組みを利用した日本から韓国・環境ラベルの取得件数が 511 件(2020 年 1 月 31 日時点)を超えるなど、着実に活用実績が増加している。





本年度は、2019 年 3 月の日中韓環境ラベル実務者会議において共通基準項目が合意された「家具」について、同 11 月の第 5 回日中韓環境ビジネス円卓会議(TREB、日本・北九州)で共通基準の合意書[資料編 3-3-2]を締結した。次に共通基準化を行う対象として選定された「印刷インキ」については、2020 年 6 月に開催される実務者会議(韓国・ソウル)で協議する予定となっている。

2) その他の海外環境ラベルとの相互認証に関する調査

日本のエコマークが相互認証協定(MRA)を締結している海外のタイプ I 環境ラベル機関との相互認証について、最新の実施状況を表 1-3. に示す。

表 1-3. 相互認証協定を締結している海外の環境ラベル機関

ロゴマーク				
国・地域	北欧 5 カ国	韓国	中国	ニュージーランド
ラベル名	ノルディック スワン	韓国・環境ラベル	中国・環境ラベル	ニュージーランド 環境チョイス
ラベル機関 (運営機関)	北欧エコラベル委 員会	韓国環境産業技術 院(KEITI)	中環連合(北京)認証セ ンター有限公司(CEC)	ニュージーランド エコラベリング トラスト(NZET)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ	PC、MFD(複写機、 プリンタ)、DVD 機 器、テレビ、プロジ ェクタ、塗料、文具、 繊維製品、シュレッ ダー、家具	PC、MFD(複写機、 プリンタ)、DVD 機 器、テレビ、プロジ ェクタ、塗料、文具、 繊維製品、スキャナ、 シュレッダー、デジ タル印刷機、家具	複写機、プリンタ
開始時期	2002 年	2010 年	2012 年	2004 年
活用実績	あり	あり	あり	あり

ロゴマーク				
国・地域	タイ	台湾	カナダ(北米)	ドイツ
ラベル名	グリーンラベル	グリーンマーク	エコロゴ	ブルーエンジェル
ラベル機関 (運営機関)	タイ環境研究所 (TEI)	環境開発財団 (EDF)	UL Environment, Inc.	連邦環境・自然保護・ 建設・原子力安全省 (BMUB)、連邦環境庁 (UBA)、品質保証・表

				示協会(RAL gmbH)、 環境ラベル審査会 (Jury)
対象商品カ テゴリ	複写機、プリンタ、 プロジェクタ	-	-	複写機、プリンタ
基本協定締 結時期	2004年	2003年	2014年	2014年
開始時期	2014年	-	-	2015年
活用実績	あり	なし	なし	あり

ロゴマーク		
国・地域	香港	シンガポール
ラベル名	グリーンラベル	グリーンラベル
ラベル機関 (運営機関)	グリーン協議会 (GC)	シンガポール環境 協議会(SEC)
対象商品カテ ゴリ	-	-
基本協定 締結時期	2015年	2015年
活用実績	なし	なし

以下に、相互認証の拡大に向けた協議の状況を報告する。

北欧 5 カ国「ノルディックスワン」については、2002 年に部分相互認証契約を締結、2010 年から複写機・プリンタ基準の相互認証を実施し、2014 年 3 月までに 62 機種の実績が上がっていたが、2013 年 6 月にノルディックスワンの新基準が発効した際に共通基準が削除され、2014 年 4 月以降は相互認証が停止していた。その後、2015 年 2 月に共通基準の再設定が完了し、相互認証の受付が再開されたが、それ以降は相互認証の活用実績が出ていない。

「韓国・環境ラベル」については、日本のエコマーク認定製品が相互認証を通じて韓国・環境ラベルを取得した機種数が 2020 年 2 月末時点で 511 機種にのぼる。現時点において、相互認証を活用する事業者からは、確認書の発行により共通基準項目に関して一切書類を要求されることがなくなり、非常に利便性が上がっているとの声が寄せられており、今後も着実に相互認証の利用が進むものと思われる。

「中国・環境ラベル」については、本年 10 月の世界エコラベリング・ネットワーク(Global Ecolabelling Network : GEN)の年次総会(Genera Annual Meeting : AGM)(中国・蘇州)の会期中に、日中の 2 カ国間では 2 品目目となる「デジタル印刷機」共通基準の合意書が締結され、同基準において、2012 年に相互認証協定を締結して以降、初の活用実績が誕生した。

「ニュージーランド・環境チョイス」については、2005 年に相互認証の合意書を締結しており、複写機・プリンタで相互認証を行っている。NZET によると、ニュージーランド・環境チョイスの複写機・プリンタの認定製品 293 製品(2020 年 2 月現在)は全て相互認証を活用した日本のエコ

マーク認定製品である。エコマーク認定品であれば、環境チョイスの基準にも適合するため、手続きにおいて障害となる事項は発生していない。

「タイ・グリーンラベル」については、2014年より複写機、プリンタ、プロジェクトにおいて相互認証を実施している。活用機種は100機種を超えており、最も活用されている相互認証の一つである。2020年1月末にTEIの担当者にヒアリングを実施したところ、2020年の上半期を目途に、複写機及びプリンタ基準を改定する予定であるとの情報が得られている。

台湾「グリーンマーク」については、2003年に相互認証協定を締結し、これまでに運用開始に向けて6回の協議を重ねているが合意には至っていない。本年度も電子メール等による協議を継続している。その後、グリーンマーク認定製品は、申請時に提出する証明書類等を基に製品の環境パフォーマンス評価を実施するという変更がなされており、相互認証を活用する際の情報提供のあり方についても合意が得られないまま、協議は膠着状態に陥っている。

北米「エコロゴ」については、2014年に相互認証協定を締結して以降、複写機・プリンタでの相互認証の実施に向けて複数回の協議を重ねているが、北米「エコロゴ」側の基準が1世代前のもので見直す予定もないことから、協議は事実上停止している。今後、北米の政策やマーケットの状況を見極めたうえで、事業者のニーズが高まれば協議を再開することとしている。

ドイツ「ブルーエンジェル」については、2014年に相互認証協定を締結し、2015年の認証手順及び運用規則の締結、「画像機器」共通基準の策定を経て、相互認証の実務が開始された。2017年1月にはドイツ側の基準が最新のDE-UZ205に改定されたため、共通基準項目の再設定を行い、2018年10月より新しい共通基準のもとで相互認証を開始している。DE-UZ205の有効期限は2020年12月31日までとされていたが、2020年1月に1年延長されVersion2基準となったため、現時点で相互認証への影響はない。

「香港・グリーンラベル」については、2015年に相互認証協定(基本協定)及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。次のステップとして「画像機器」共通基準の策定に関する協議を進めることとしていたが、香港側の基準が2世代前のものでエコマーク基準との共通部分が少ない等の背景から、現時点において事実上協議は停止している。

「シンガポール・グリーンラベル」については、2015年10月に香港にて相互認証協定(基本協定)及び附属書として認証手順等の規則の合意書を締結している。現在、「複写機、プリンタ」共通基準の合意を目指しているが、先方担当者の交代が相次ぎ、事実上協議は停止していた。しかし一定の事業者ニーズがあるため、本年度は「複写機・プリンタなどの画像機器」の合意書案の協議の再開に向けて準備を進めた。

1 - 5 . 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討

(3 - 4 . 環境ラベルの相互認証の拡大に向けた調査検討 参照)

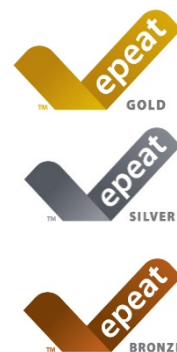
本年度は、日本エコマークと相互認証協定を締結していない海外のタイプ I 環境ラベル「ブラジル・環境品質ラベル」及び、電子・電気製品の環境評価プログラム「EPEAT」との相互認証協定の締結に向けた協議状況をまとめた。

ブラジル技術規格協会(Associação Brasileira de Normas Técnicas : ABNT、非営利団体)が運営するブラジル・環境品質ラベル(ABNT- Environmental Quality)とは、2012年11月の「第6回日伯貿易投資促進合同委員会プレナリー会合」(日本・経済産業省)において、ブラジル開発商工省(MDIC)から相互認証協議の打診があつて以降、具体的な進展はなかった。エコマーク事務局とABNTは共にタイプ I 環境ラベルの国際ネットワーク組織であるGENに加盟しており、AGMや役員会の機会を活用して相互認証協議の実施可能性についてABNT責任者と意見交換を交わしてきた。その結果、2018年春のGEN役員会(ベトナム・ハノイ)にてABNT側より相互認証を検討したいとの意向があり、2018年度は3度にわたる相互認証協議をインターネット会議によって行った。協議では、対象カテゴリとして「画像機器」を選定すること、2018年10月のGEN AGM(ドイツ・ベルリン)の機会にて基本合意書を締結することで合意を得られたが、急遽、ブラジル担当者が出席できなくなり締結が先送りとなっていた。そこで、本年度のGEN AGM(中国・蘇州)にて改め



てABNT担当者に相互認証協議再開の意思を確認したところ、前向きな回答が得られた。さらに、2020年2月にGEN関連業務の一環で実施した二者間の電話会議にて、2020年GEN AGM(インド・ムンバイで開催予定)での締結に向けて、協議を再開したいとの意向が正式に示され、ABNT側の準備が整い次第、インターネット会議を用いた協議を再開することを確認した。

グリーンエレクトロニクスカウンシル(Green Electronics Council : GEC)が運営するEPEATについては、2018年12月5日(水)に初めての相互認証協議を(公財)日本環境協会(東京)において実施した。登録制度であるEPEATとタイプ環境ラベルとは制度上の違いは見られるものの、アメリカをはじめ世界の公共調達市場に大きな影響力があり、日系事業者の関心も高いことから、相互認証協定の締結に向けた協議を進めている。本年度は、2019年4月及び5月にアメリカ・オレゴン州ポートランドにあるGECを訪問して相互認証協議を行ったほか、同年12月にGEC責任者と意見交換を日本・東京にて実施した。相互認証協議では、「画像機器」を最初の対象カテゴリとして合意し、エコマーク事務局が双方の基準をまとめた比較表を作成して共通基準項目を提案した。相互認証の実施方法については、登録制度であるEPEATと認定制度であるエコマークで制度上の違いがあることから、運用時における信頼性の確保が課題となっており、提案した共通基準項目案のフィードバックとともにGEC側から実施方法について提案されることになっている。引き続き、担当者との継続的な情報交換のもと、早期の基本協定の締結とともに運用開始を目指す。



1 - 6 . 国際会議等における情報収集

(3 - 5 . 国際会議等における情報収集 参照)

我が国の強みである環境対策技術・製品の海外への普及を進めるにあたり、インターネットや文献調査では得られない公共調達政策に関する最新動向を的確に把握していく必要がある。

本年度は、アメリカの非営利組織であるSustainable Purchasing Leadership Council(SPLC)が主催したイベント「SPLC Summit 2019」(アメリカ・オレゴン州ポートランド)に参加したほか、ASEAN地域の5カ国(ブータン、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)を対象とした新たなプロジェクトのローンチイベントを兼ねてドイツ国際協力公社(GIZ)が主催した「Reduce! Rethinking Circular Economy」(タイ・バンコク)に参加し、情報収集を行った。

タイプI環境ラベルの運営団体で構成される国際ネットワーク「世界エコラベリング・ネットワーク(GEN)」の動きについては、2019年10月にAGM(中国・蘇州)が開催されている。GENには現在、30団体・機関が加盟しており、そのうち21のGEN会員団体・機関、及びUNEP、IGPNなどの他機関から約40名がAGMに参加した。GENの直近1年間の活動報告をはじめ、予算や新メンバーの承認といった定例事項が協議されたほか、AGMの前後にワークショップや事業者・大学訪問が実施された。また、本年度のAGM主催国である中国・環境ラベル設立25周年記念国際シンポジウムが同時期に開催されており、その中で、中国環境ラベルとエコマークの相互認証を活用して初めて中国環境ラベルを取得したRISO TECHNOLOGY CHINA CO., LTD.への認定書授与式も執り行われた。本編では、これらの会議の詳細について報告する。

そのほか、10YFPの6つのプログラムのうちの一つであるConsumer Information (CI) for SCPプログラムで実施されたウェブ会議のなかから、GPP及び環境ラベルに関連が深いものについて概要を報告する。

1 - 7 . 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援

(4 . 環境配慮型製品及びサービスの海外展開に関する情報支援 参照)

日本の環境配慮型製品を国際市場に浸透させていくための方策のひとつとして、各国のグリーン公共調達制度への対応や環境ラベルの制度の活用が考えられる。これらの制度や基準は国ごとに異なる場合が多く、過去に実施された国内事業者へのニーズ調査においても各国の情報が収集

しにくいという声や基準の調和を求める声がある。本年度も引き続き、製品、サービスの海外展開に関心がある国内の企業、及びステークホルダーに対する情報支援を目的として、主要地域(欧州・北米・ASEAN・オセアニア)から GPP 政策や環境ラベル機関の専門家を招聘し、国際セミナーを開催した。

国際セミナー「世界のグリーン公共調達と環境ラベルの最新動向」

日 時	2019 年 12 月 5 日(木)13:00 ~ 16:00
会 場	東京ビッグサイト 会議棟 6 階 607・608 会議室
主 催	環境省、(公財)日本環境協会
言 語	日英同時通訳
参加者	事前登録者数 220 名、当日参加者数 170 名
講演者	ドイツ国際協力公社(GIZ)、グッド環境チョイスオーストラリア(GECA)、TCO Development、グリーンエレクトロニクスカウンシル(GEC)

国際セミナーでは、聴講者の理解を深めるため、まず初めに主催者より、世界各国の GPP と環境ラベルの概要を整理して情報提供したのち、ASEAN で GPP と環境ラベル制度支援のプロジェクトを展開しているドイツ国際協力公社(GIZ)、建設分野において関心を集めているグッド環境チョイスオーストラリア(GECA)、先進的な環境政策で知られるスウェーデンの TCO Development、並びにアメリカの GPP において OA 機器等で取得が必須となっている EPEAT を運営するグリーンエレクトロニクスカウンシル(GEC)の講演が行われた。

1 - 8 . 環境ラベル等データベースの管理・運営

(5 . 環境ラベル等データベースの管理・運営 参照)

環境ラベル等データベース問い合わせ用の窓口として電話番号及び電子メールアドレスを(公財)日本環境協会内に設置し、平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日の間、平日(年末年始を除く)の午前 9 時 30 分から午後 5 時 30 分まで問合せ受付を行った。

また、データベースへの掲載希望及び既存掲載データの変更の相談に対応し、本年度は 5 団体(6 件)について掲載要件に照らして掲載 / 変更を行ったほか、リンク切れ等の時点修正についても適宜、実施した。